

利用者向けパンフレット

市ホームページ

詳細については
こちらをご確認ください。



ちば電子申請サービス
利用申請はこちらから

令和8年1月から
市立向山こども園で
始まります！



こども誰でも通園制度(令和7年度)先行実施

【こどもにとって】
家庭とは異なる経験や、
家族以外の大人とのかかわり、
同年代のこどもとのふれあいを
通して、
おこさまの成長を促します。



【保護者にとって】
こども園でのおこさまの
様子をお伝えしたり、
子育ての相談にも
応じます。

『こども誰でも通園制度』は保護者の就労要件等にかかわらず、週1回程度まで保育所等を利用できる新たな制度です。

おこさまが、同年代のこどもとふれあったり、集団の中で過ごしたりすることで、社会性が育まれ、おこさまの健やかな成長を促します。また、短時間でもおこさまと離れる時間をもてることで、育児疲れによるリフレッシュの時間が得られたり、子育てに関して保育者からアドバイスをもらうことができます。

対象者

保育所等に通っていない
0歳6か月から満3歳未満
(3歳の誕生日の前々日まで)
のおこさまが対象です。

利用時間

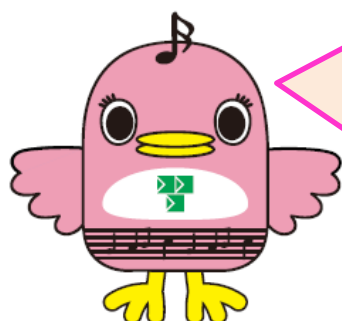
午前の枠 8:30~11:30
午後の枠 13:30~16:30
※原則週1枠(最大3時間まで)
ご利用できます。
※1時間単位でご利用できます。
※月の利用上限は10時間です。

利用料金

1時間300円
※ご利用の時間帯により給食
やおやつ提供が可能です。
別途料金がかかります。
給食費: 280円
おやつ代: 50円

利用できる日: 月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始は除く)

※ご利用にあたっては登録(認定申請)と施設の面談手続きが必要です。裏面をご覧ください。



一時保育と何が違うの???

『こども誰でも通園制度』は、保護者の就労状況に関わらず、0歳6か月から満3歳未満のすべてのこどもが利用でき、こどもの成長支援と保護者の育児に対する孤立感や不安感の軽減を目的としています。

一方、『一時保育』は、保護者が緊急あるいは断続的に育児が困難になった場合に、一時的にこどもを預けることを目的としています。

『こども誰でも通園制度』と『一時保育』は併用して利用することができます。必要に応じてご利用ください。

～利用の方法について～

🌸 利用登録(認定申請) 🌸

- ・ちば電子申請サービスにて利用登録(認定申請)を行います。表面のQRコードを読み取り、必要事項を入力して申請してください。
- ・利用にあたっては、市町村の利用認定が必要です。認定には下記要件を満たしていることが条件です。
 - (1) 利用申請日時点で、習志野市に住民登録をしており、居住していること。
 - (2) 0歳6か月から満3歳未満(3歳の誕生日の前々日まで)であること。
 - (3) 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育施設に通っていないこと。

🌸 利用者情報登録 🌸

- ・市の利用認定が完了すると、利用認定申請時に入力したメールアドレスにアカウント発行の通知が届きます。案内に従い『こども誰でも通園制度総合支援システム』のマイページへログインします。
- ・マイページから利用者(保護者)、おこさまの情報を入力してください。(アレルギー、発達状況など)

🌸 面談予約 🌸

(おこさまの発達やアレルギー情報などを把握し、安全な支援を行うために事前面談を行います)

- ・マイページ内の「施設をさがす」から『向山こども園』を検索し、面談予約を行います。
- ・面談日の日程調整ののち、面談確定日をメールにてお知らせいたします。
- ・初回面談予約はおこさまごとに対応が必須です。
- ・多胎児等おこさまの年齢が同じである場合に限り、初回面談も同時に複数お選びいただき予約が可能です。

🌸 面談の実施 🌸

- ・面談日までに、『こども誰でも通園制度総合支援システム』にて、利用者情報管理のページから、おこさまの情報の登録を済ませてください。面談日には登録していただいた情報をもとに、職員による面談を行います。
- ・面談当日はおこさまと同伴の上お越しください。
- ・面談当日は、母子手帳をお持ちください。

🌸 利用予約 🌸

- ・初回面談後、利用日前月の1日より予約が可能になります。面談実施後、施設のページから利用を希望する日時を選択します。
- ・予約が確定すると、予約確定メールが通知されます。予約申請の段階では、まだ予約の確定はしていません。

🌸 利用・利用料金の支払い 🌸

- ・面接時にお知らせする持ち物を用意し、施設を利用します。利用にあたってのルールや持ち物は面談時にお知らせします。
- ・利用当日の受付時に利用料金を支払います。支払い方法はキャッシュレス決済のみです。
- ・利用日前日や当日等、急なキャンセルや利用時間の変更がある場合は、必ず利用施設に電話にて連絡してください。

詳細は習志野市HPを
ご確認ください



その他の子育て支援サービスってどんなのがあるの???

問合せ:子育てサービス課 047-453-9203

【ファミリーサポートセンター】

こどもの一時的な預かりや保育施設への送迎等、援助を受けたい人(利用会員)、援助ができる人(提供会員)が会員となり、会員相互の協力により地域で支え合うシステムです。

【ファミ・サポるーむ】

各こどもセンターで1日2時間おこさまをお預かりします。

お問合せ

習志野市役所 こども保育課 047-453-5511